

入札公示（測量）

測量等競争入札参加者を招請するので公示する。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る平成 30 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

- 1 掲 載 日 平成 30 年 2 月 20 日
- 2 掲載責任者 分任支出負担行為担当官阿武隈土地改良調査管理事務所長 荘田 祐次
- 3 担 当 部 局 〒960-0241 福島県福島市笹谷字稲場 38-7
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所計画課計画第 1 係 八巻さつき
電話 024-555-3780
- 4 業務内容等
 - (1) 業 務 名 平成 30 年度羽鳥ダム管理事業
羽鳥ダム堤体変位測量業務
 - (2) 業務内容 本業務は、羽鳥ダム堤体の変位量把握のため基準点測量等を行うものである。
 - ①ダム堤体変位測量 1 式
 - ・ 4 級基準点測量
 - ・ 4 級水準測量
 - ②測量結果とりまとめ 1 式
 - (3) 履行期限 平成 31 年 2 月 28 日まで
 - (4) 入札契約方式 簡易公募型競争入札 最低価格落札方式
 - (5) 本業務は、業務説明書の交付、参加表明書の提出・受領に関わる確認及び入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。

5 資格要件及び選定基準

- (1) 入札参加者に要求される資格要件
 - ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 東北農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る平成 29・30 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち A 等級で測量の競争参加資格の認定を受けていること。
 - ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、③の認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、東北農政

局長が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。

- ⑤ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 東北農政局管内に本社（店）を有していること。

(2) 入札参加者を選定するための基準

- ① (1) に示す入札参加者に要求される資格要件に加え、業務説明書別添 1 に示す参加表明者選定基準に記載されている評価項目の何れかが選定しないと評価された場合は、入札参加者として選定しない。
- ② 企業の経験及び能力
当該業務部門における技術者の存在、業務実績及び業務成績、納品後における重大な設計ミスの発覚等による瑕疵の有無、地域貢献活動への支援
- ③ 技術職員の経験及び能力
予定管理技術者の資格、業務実績又は実務経験、業務成績、継続教育に対する取り組み状況、過去の表彰経験、手持ち業務の状況

6 業務説明書の交付期間、場所及び方法

業務説明書を電子入札方式により配布する。交付期間は、平成 30 年 2 月 20 日から平成 30 年 3 月 6 日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。なお、最終日は午後 3 時までとする。

ただし、書面による交付を希望する場合には、あらかじめその旨を以下の交付場所に申し込みを行った上で、以下の期間、場所にて交付する。

- (1) 交付期間：平成 30 年 2 月 20 日から平成 30 年 3 月 6 日まで（行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。なお、最終日は午後 3 時までとする。
- (2) 交付場所：3 に同じ
- (3) その他：CD-R による交付とするため、交付希望者は空の CD-R（700MB 48 倍速）を持参するものとする。

7 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

ア 電子入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に送付するものとする。

提出様式については PDF ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が 3 MB を超えないものとする。

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、様式 1 及び様式 11 のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙により 7 (2) の提出先に持参、郵送（書留郵便に限る）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「特定信書便」という）のいずれかの方法にて提出することとし、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

イ 紙入札方式の場合

本業務に係る参加表明書の提出を希望する者は、業務説明書に示す参加表明書の様式により提出期限内に7(2)の提出先に持参、郵送(書留郵便に限る)、特定信書便のいずれかの方法で提出をすること。

電送又は電子メールによるものは、受け付けない。

(2) 提出先 3に同じ

(3) 提出期間 平成30年2月21日から平成30年3月6日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
ただし、最終日は午後3時までとする。

(4) 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、平成30年3月15日までに書面にて通知する。

8 入札及び開札

(1) 入札の日時

ア 電子入札方式による入札

平成30年3月23日から平成30年3月27日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時までに送信する。ただし、最終日については午前10時までとする。

イ 紙入札方式による入札

平成30年3月23日から平成30年3月26日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時までに(3)に掲げる場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)する。ただし、最終日については午後4時までとする。

(2) 開札の日時 平成30年3月27日 午前11時00分

(3) 開札の場所 〒960-0241 福島県福島市笹谷字稲場38-7
東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限内で最低の価格を持って入札した者を落札者とする。

(5) 入札者が2者未満の場合の手続きの中止

参加表明書の提出又は入札(電子入札方式の場合は、入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札方式の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い日時)のいずれかの手続き期限をもって、入札者が2者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続きを中止する。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

9 その他

(1) 詳細は業務説明書による。

(2) 手続における交渉の有無 無。

(3) 入札保証金 免除。

(4) 契約保証金 納付。(保管金の取扱店 日本銀行福島支店)

ただし、利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 東北農政局)をもって契約保証金の納付に代えるこ

とができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

(5) 入札の無効

本公示に示した入札参加者の資格要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要。

なお、契約日は平成30年度予算成立日以降とする。

(7) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。

(8) 競争参加資格の確認

上記5（1）の③に掲げる資格の確認を受けていない者も上記7により参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていなければならない。

(9) 電子入札

① 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。

② 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

③ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）（東北農政局ホームページ：<http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）によるものとする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf